3　事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項
　北外防波堤、北防波堤及び護岸等の整備により、港内静穏度が向上し、岸壁係留時の安全性が図られている。また、屋根付き岸壁等の整備により、水産物の衛生管理及び就労環境の改善が図られている。さらに、蓄養施設の整備により、効率的かつ安定的な漁獲物の出荷が可能となり、漁業経営の安定が図られている。
4　廃止したことによる影響に関する事項
　本事業の廃止に当たっては、未整備となっている施設を精査し、新規に策定する計画に編入するため影響はない。
5　今後の課題と対応に関する事項
　新規に策定する計画を着実に進捗させることが必要である。

江良地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の廃止の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第７項の規定に基づき、平成14年５月30日に公表した江良地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業を廃止したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成29年７月３日

農林水産大臣　山本　有二

1　廃止した理由
　本地区において、衛生管理対策、防災機能の強化等を目的とした施設を整備するため、新規に計画を策定することが必要になったことから、平成14年５月30日に公表した計画に基づき整備することとなっていた施設のうち未整備となっている施設に係る事業を廃止した。
2　当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項
　未整備となっている施設以外の施設は、工事が完了している。
3　事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項
　突堤、西防波堤等の整備により、港内静穏度が向上し、岸壁係留時の安全性が図られている。また、船揚場の整備により、漁船上下架時の就労環境の改善が図られている。さらに、蓄養施設の整備により、効率的かつ安定的な漁獲物の出荷が可能となり、漁業経営の安定が図られている。
4　廃止したことによる影響に関する事項
　本事業の廃止に当たっては、未整備となっている施設を精査し、新規に策定する計画に編入するため影響はない。
5　今後の課題と対応に関する事項
　新規に策定する計画を着実に進捗させることが必要である。

三石地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の廃止の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第７項の規定に基づき、平成14年５月30日に公表した三石地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業を廃止したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成29年７月３日

農林水産大臣　山本　有二

1　廃止した理由
　本地区において、防災機能の強化、漁業活動の安全性の向上及び効率化等を目的とした施設を整備するため、新規に計画を策定することが必要になったことから、平成14年５月30日に公表した計画に基づき整備することとなっていた施設のうち未整備となっている施設に係る事業を廃止した。
2　当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項
　未整備となっている施設以外の施設は、工事が完了している。
3　事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項
　屋根付き岸壁等の整備により、水産物の衛生管理及び就労環境の改善が図られている。また、係留施設の整備により、陸揚げ作業の効率化が図られている。さらに、外島防波堤等の整備により、港内静穏度が向上し、岸壁係留時の安全性が図られている。加えて、道路の整備により、水産物輸送等の効率化が図られている。
4　廃止したことによる影響に関する事項
　本事業の廃止に当たっては、未整備となっている施設を精査し、新規に策定する計画に編入するため影響はない。
5　今後の課題と対応に関する事項
　新規に策定する計画を着実に進捗させることが必要である。

ウトロ地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の廃止の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第７項の規定に基づき、平成14年５月30日に公表したウトロ地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業を廃止したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成29年７月３日

農林水産大臣　山本　有二

1　廃止した理由
　本地区において、防災機能の強化、漁業活動の安全性の向上及び効率化等を目的とした施設を整備するため、新規に計画を策定することが必要になったことから、平成14年５月30日に公表した計画に基づき整備することとなっていた施設のうち未整備となっている施設に係る事業を廃止した。
2　当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項
　未整備となっている施設以外の施設は、工事が完了している。
3　事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項
　屋根付き岸壁等の整備により、水産物の衛生管理及び就労環境の改善が図られている。また、島防波堤等の整備により、港内静穏度が向上し、岸壁係留時の安全性が図られている。さらに、係留施設の整備により、地域づくりの拠点として観光等の他事業との連携が図られている。
4　廃止したことによる影響に関する事項
　本事業の廃止に当たっては、未整備となっている施設を精査し、新規に策定する計画に編入するため影響はない。
5　今後の課題と対応に関する事項
　新規に策定する計画を着実に進捗させることが必要である。

裁　　判

平成29年度司法修習生採用選考公告

最高裁判所は、裁判所法（昭和22年法律第59号）第66条の規定に基づき、平成29年度司法修習生採用選考を次のとおり実施する。

1　採用選考審査基準
⑴　次に掲げる者から司法修習生採用選考の申込みがあった場合は、⑵に該当する場合を除き、司法修習生として採用する。
ア　司法試験法（昭和24年法律第140号）による司法試験に合格した者
イ　司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号。以下「改正法」という。）による改正前の司法試験法（以下「旧法」という。）の規定による司法試験の第二次試験又は改正法附則第７条第１項の規定により行われる司法試験（以下「旧司法試験」という。）の第二次試験に合格した者
ウ　高等試験令（昭和４年勅令第15号）による高等試験司法科試験に合格した者
エ　司法官試補及弁護士試補タル資格ノ特例ニ関スル法律（昭和20年法律第28号）に規定する銓衡委員会の銓衡を経た者
⑵　司法修習生採用選考申込者に次に掲げる事由があると認めるときは、これを不採用とする。
ア　次の各号のいずれかに該当すること。
㋐　禁錮以上の刑に処せられた者
㋑　成年被後見人又は被保佐人
㋒　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第２項の規定により被保佐人とみなされる準禁治産者以外の準禁治産者
㋓　破産者で復権を得ない者
㋔　品位を辱める行状その他の理由により修習をすることが不相当である者
㋕　病気その他の理由により修習をすることが困難である者
イ　司法修習生であった者が、次の各号のいずれかに該当すること。
㋐　修習態度の著しい不良その他の理由により修習をすることが不相当である者
㋑　成績不良（裁判所法（昭和22年法律第59号）第67条第１項の試験の不合格を除く。）その他の理由により修習をすることが困難である者
㋒　裁判所法第67条第１項の試験に連続して３回合格しなかった者（再度司法試験法による司法試験に合格した者を除く。）。ただし、病気その他やむを得ないと認められる事情により、裁判所法第67条第１項の試験の全部又は一部を受験することができなかった場合には、当該試験については、受験回数として数えないものとすることができる。
ウ　司法修習生採用選考要項において定める手続を遵守しなかったこと。
2　選考の内容、期日及び場所
⑴　内容及び方法
ア　書面審査　選考申込書等の提出書類の記載により、採用選考審査基準を満たすかどうかを審査する。